

## 春日部市市民参加推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市市民参加推進条例（平成20年条例第22号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で定めるところによる。

(公表の方法)

第3条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうちから1以上の方法により行うものとする。

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、市政情報室及び市の公共施設での閲覧又は配布による方法
- (2) 春日部市の広報に掲載する方法
- (3) 春日部市公式ホームページに掲載する方法
- (4) その他効果的に公表ができる方法

(市民参加手続の実施予定及び実施状況の公表事項)

第4条 条例第8条に規定する市民参加手続の実施予定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民参加の手続の対象事項
- (2) 市民参加の手続の方法
- (3) 市民参加の手続の実施時期
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条に規定する市民参加手続の実施状況には、前項第1号から第4号までに掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民参加の手続への参加者数等
- (2) 条例第6条第3項の規定により公表する事項

(市民意見提出の方法)

第5条 条例第9条第1項第3号に規定する意見の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

(5) その他市長が必要と認める方法

(審議会等委員の公募の実施)

第6条 条例第10条に規定する公募により選考する市民(以下「公募委員」という。)は、原則として応募時に18歳以上であって、市内に居住し、通勤し、通学する個人、又は市内で活動する団体に所属する個人に限る。

2 原則として、複数の審議会等における公募委員は、重複選任しないものとする。

(審議会等委員の公募の周知)

第7条 市長は、公募委員の募集を行うに当たっては、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 審議会等の名称及び所掌事務

(2) 募集する人数及び任期

(3) 応募資格及び応募方法

(4) 募集期間

(5) 会議の開催予定回数

(6) 報酬等の有無

(7) その他市長が必要と認める事項

2 委員を公募する期間は、30日以上とする。

(選考結果の公表事項)

第8条 条例第10条第3項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 委員を募集した期間

(3) 委員の選考方法

(4) 応募者及び選任した者の数

(5) その他市長が必要と認める事項

(市民対話説明会の開催記録)

第9条 条例第12条第2項の開催記録は、市民対話説明会開催記録(様式第1号)により作成するものとする。

(市民意見交換会の開催記録)

第10条 条例第13条により開催された市民意見交換会について公表するときは、市民意見交換会開催記録(様式第2号)によるものとする。

(市民政策提案の実施)

第11条 条例第14条第1項及び第2項の規定により政策を提案しようとする者は、市民

政策提案書（様式第3号）に市民政策提案者署名簿（様式第4号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第14条第4項の規定による公表及び通知は、市民政策提案書を受理した日の翌日から起算して6月以内に行うものとする。

3 条例第14条第4項の規定による通知は、市民政策提案検討結果通知書（様式第5号）によるものとする。

（市民登録制度の実施）

第12条 条例第15条第1項の規定による公募委員登録者は、原則として登録時に18歳以上であつて、市内に居住し、通勤し、通学する個人、又は市内で活動する団体に所属する個人に限る。

2 条例第15条第1項の規定による公募に応じようとする者は、市民登録制度登録申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第15条第1項の規定により登録を行ったときは、公募委員登録者に対して市民登録制度登録確認書（様式第7号）を送付するものとする。

4 登録期間は、登録の日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（登録の変更及び解除）

第13条 公募委員登録者は、登録内容に変更があつたときは、市民登録制度登録変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 公募委員登録者は、登録期間内において登録の解除を希望するときは、市民登録制度登録解除届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第2項の規定は、この規則の施行の日以後新たに委員を選任する審議会等について適用し、同日前に委員を選任する審議会等については、なお従前の例による。

様式第1号（第9条関係）

市民対話説明会開催記録

説明会の名称	
開催年月日	
開始・終了時間	
開催場所	
議 題	
配布資料	
参加者数	
担当課	
説明会の内容	
寄せられた意見	
検討結果 と その理由	

市民意見交換会開催記録

交換会の名称	
開催年月日	
開始・終了時間	
開催場所	
議 題	
配布資料	
参加者数	
担当課	
交換会の内容	

市民政策提案書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

提案代表者 氏名

電話番号 ( )

下記のとおり、春日部市市民参加推進条例第14条第1項の規定により提案します。

記

提案する政策等の名称	※受理番号
提案する政策等の内容（具体的に記入）	
提案の目的・理由	
提案する政策等の実施により予想される効果	
提案する政策等の実施に要する費用の額及び内訳	
添付する資料の名称	

※の欄は記入しないでください。

様式第4号（第11条関係）

市民政策提案者署名簿

1 提案する政策等の名称

No. \_\_\_\_\_

2 提案者

番号	住所	氏名	春日部市との関わり	備考
			1 市内に通勤（ 2 市内に通学（ 3 市内で活動（	
			1 市内に通勤（ 2 市内に通学（ 3 市内で活動（	
			1 市内に通勤（ 2 市内に通学（ 3 市内で活動（	
			1 市内に通勤（ 2 市内に通学（ 3 市内で活動（	
			1 市内に通勤（ 2 市内に通学（ 3 市内で活動（	
			1 市内に通勤（ 2 市内に通学（ 3 市内で活動（	

※ 「春日部市との関わり」は、市外に住所を有する方のみ該当する番号を○で囲んでください。なお、「市内に通勤」に該当する方は勤務先を、「市内に通学」に該当する方は学校名を、「市内で活動」に該当する方は活動団体又は活動内容を記載してください。

※ 氏名は、自署してください。ただし、身体に障害等があり自署することができない場合は、代筆を行うことができます。この場合、備考欄に代筆者の氏名及び住所を記載してください。

年 月 日

様

春日部市長



市民政策提案検討結果通知書

春日部市市民参加推進条例第14条第4項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 政策等の名称
- 2 提出日
- 3 検討結果とその理由

※登録No.

市民登録制度登録申込書

年 月 日

春日部市長 あて

春日部市市民参加推進条例第15条第1項の規定に基づき、市民登録制度への登録を申し込みします。

ふりがな			
氏名			
住所	〒		
電話番号			
春日部市との関わり	1 市内に通勤 ( ) 2 市内に通学 ( ) 3 市内で活動 ( )		
ファクシミリ番号		メールアドレス	
希望情報提供方法	1 郵送            2 ファクシミリ            3 電子メール		

※「春日部市との関わり」は、市外に住所を有する方のみ該当する番号を○で囲んでください。  
 なお、「市内に通勤」する方は勤務先を、「市内に通学」する方は学校名を記載してください。  
 また「市内で活動」する方は所属する団体名を記載し、活動内容が分かる書類を添付してください。

※の欄は記入しないでください。

様

春日部市長



市民登録制度登録確認書

春日部市市民参加推進条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、次のとおり登録しましたので通知します。

登録 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
情報提供 方法	
その他	

※登録No.

市民登録制度登録変更届

年 月 日

春日部市長 あて

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

春日部市市民参加推進条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次のとおり変更を届け出ます。

ふりがな			
氏 名			
住 所	〒		
電話番号			
春日部市との関わり	1 市内に通勤 ( ) 2 市内に通学 ( ) 3 市内で活動 ( )		
ファクシミリ番号		メールアドレス	
希望情報提供方法	1 郵 送          2 ファクシミリ          3 電子メール		

※申し込み箇所を変更した部分のみご記入ください。

※欄には記入しないでください。

※登録No.

市民登録制度登録解除届

年 月 日

春日部市長 あて

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

春日部市市民参加推進条例施行規則第13条第2項の規定に基づき、市民登録制度への登録を解除したいので届け出ます。

※の欄は記入しないでください。